

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①または②の要件を満たす方は、令和3年度保険税（料）が減免となります。

①世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 → 保険税（料）を全額免除

②世帯の主たる生計維持者のいずれかの収入減少（※）が見込まれる方 → 保険税（料）の一部を減額

●市役所ホームページより申請書をダウンロードして郵送での申請にお使いいただけます。

●新型コロナウイルス感染予防と窓口混雑をさけるため、郵送による申請を推奨しています。

窓口

【国民健康保険税】 健康保険課 ☎ 0980-87-9045

【介護保険料】 介護長寿課 ☎ // 82-7158

【後期高齢者医療保険料】 健康保険課 ☎ // 87-9040



※保険税（料）の一部が減額される条件

世帯の主たる生計維持者が、以下の3つ全てに該当する場合、減免の対象となります。

(1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険は除く）。

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。

注1 介護保険料のみ、条件（1）と（3）を満たす方が減免の対象となります。

注2 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

□【第9期】感染拡大防止対策協力金

要件

沖縄県内の緊急事態措置の延長や、解除後の飲食店等に対する要請に伴い、感染拡大防止対策協力金（第9期）を県が支給。対象は県内全41市町村で、対象となる期間は10月1日から10月31日まで。

申請にあたっては、事前に沖縄県ホームページを十分にご確認ください。

対象は、県内で通常営業を行っている以下の（1）（2）の施設

（1）飲食店

宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）を含む。

いずれの期間も、宅配・テイクアウト・移動可能な店舗（自動車営業・キッチンカー・移動式屋台等）は対象外。

（2）遊興施設・結婚式場等

バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※（1）及び（2）いずれも屋内施設に限られません



窓口

感染症対策協力金コールセンター ☎ 0120-332-107（平日9時～17時 *土日祝祭日を除く）

□ 月次支援金（返済不要）

要件

2021年4月以降、緊急事態措置・蔓延防止等重点措置が実施された月のうち、月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比較して50%以上減少した事業者が対象。9月分の申請期限が11月30日まで。

窓口

月次支援金申請者専用 ☎ 0120-211-240



□ 酒類販売事業者支援金

要件

月次支援金を受給した県内の中小企業法人、個人事業者等の酒類販売事業者に対し、支援金を給付。

個人事業者：上限10～30万円/月 法人事業者：上限20～60万円/月

給付対象期間は令和3年5月から9月まで。申請は12月31日までに。

窓口

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 ☎ 098-866-2337



□ 沖縄県雇用継続助成金

要件

国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主に対する上乗せ助成。

対象期間が12月まで延長されています。詳細・申請様式の入手は、県庁ホームページで。

窓口

事業主向け雇用支援事業事務局（グッジョブ相談ステーション） ☎ 098-941-2044

